

令和2年度東京地方最低賃金審議会 第3回東京都最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年8月3日（月） 13時30分～17時40分

2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎 13F 共用会議室 3-1

3 出席状況 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 金額審議
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 労使各側の意見については、

① 労側委員から

- ・ コロナ禍の中でも第4表の数字はプラスであったのに、それを使わず今年は最低賃金を据え置くと言うのであれば、こういう基準で議論してこのような結論になったということをはっきりさせ、来年度につなげる必要がある。
- ・ 最低賃金が上がるとベースアップになるような議論がなされているが、募集金額が最低賃金の場合はそうかも知れないが、それ以外の労働者は総じてベースアップにならない。

等の意見が出された。

② 使側委員から

- ・ 東京都が新型コロナウイルス感染症の影響を一番受けている。事業の継続と雇用の維持を最優先で議論するべきである。
- ・ 業況DIは急速かつ大幅に悪化し、過去のリーマンショック、IT不況を上回る水準であり、コロナ禍で都内中小企業の景況感は極めて厳しい状況にある。また、コロナショックは、非正規労働者を多く雇用している小売業、サービス業への影響が特に深刻であり、飲食店では先行きが全く見通せない状況である。今後、更に状況は悪化することが見込まれる。最低賃金は、下方硬直性が強く、一度決めてしまうと引下げが非常に困難なことから、数か月程度の先行きも全く見通せない中では慎重な審議が不可欠である。最低賃金は、全ての企業に強制力をもって適用されることから、特に影響が深刻な小売業やサービス業の支払余力や業況に合わせて審議するべきである。
- ・ ここ数年、東京都の最低賃金は大幅に引上げがなされた。第4表については、これまでもこれからも第4表に基づいた議論を行うべきであるが、コロナショックの特殊性を考えると今年に限っては参考とすることはできない。

等の意見が出された。

(2) 次回第4回専門部会は、8月4日（火）13時30分から開催することとされた。